

いじめ防止対策推進条例の策定について

1. 目的・概要

平成20年に制定された「子ども条例」、平成25年に施行された「いじめ防止対策推進法」を受け、日野市教育委員会では平成26年「日野市いじめ防止基本方針」を策定し、日野市に生きるすべての子供たちが安心・安全に日常生活を送ることができるように、いじめの未然防止と早期発見、早期解決、早期対応・解決に取り組んでまいりました。

全国的にも、市内においても、いじめの認知件数は増加傾向にあり、いじめ対策の更なる充実を目指し、市、学校、保護者、その他関係機関等の連携により社会全体でいじめ問題を克服するために、いじめ防止対策推進法に基づいた具体的ないじめ防止対策を定める「日野市いじめ防止対策推進条例」を制定することを目的とし、日野市いじめ防止対策推進条例検討委員会を設置し、令和8年4月制定に向け条例、並びに規則等を制定していくものです。

2. いじめ防止対策推進条例の制定日

令和8年4月1日

3. 経過（日野市いじめ防止対策推進条例策定検討委員会）

◎日野市いじめ防止対策推進条例策定検討委員会設置要綱を設置

◎日野市いじめ防止対策推進条例策定検討委員会を開催

第1回目（令和6年10月22日（火））

§1 いじめ防止対策推進条例策定検討委員会の役割等について

§2 いじめ防止対策推進条例～なぜいじめ防止対策推進条例が必要なのか～

第2回目（令和7年 1月24日（金））

§1 第1回いじめ防止対策推進検討委員会の振り返り及び委員アンケート結果について

§2 条例、規則、及びいじめ防止基本方針（改訂）各素案について

第3回目（令和7年 5月23日（金））

§1 第2回いじめ防止対策推進検討委員会の振り返り及び委員アンケート結果について

§2 パブリックコメント等に向けての論点整理

第4回目（令和7年10月21日（火））

§1 第3回いじめ防止対策推進検討委員会委員アンケート結果について

§2 いじめ防止対策推進条例骨子案

パブリックコメント実施予定

令和7年11月17日（月）から令和7年12月16日（火）

第5回目は令和7年12月24日（水）に開催予定

4. いじめ防止対策推進条例の構成

いじめ防止対策推進法	市の条例	組織名	役割・構成員
法14条1項	日野市 いじめ 防止 対策 推進 条例	いじめ問題対策連絡協議会	いじめの発生を未然に防ぐ。多様な立場の意見により効果的な防止策を共有する。 «学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者»
法14条3項		いじめ問題対策委員会	いじめの防止等のための対策を実効的に行う教育委員会に附属機関として必要な組織 «校長・副校長・教職員・保護者・外部専門員»
法28条1項		調査機関（教育委員会）	事実関係の解明、原因究明、再発防止の検討 «調査機関は、学校、教育委員会、第三者委員会等»
法30条2項		調査機関（市長の再調査）	いじめ問題の真相を明らかにし、より適切な対策を講じる «市職員、弁護士、臨床心理士、市民»

5. スケジュール

	2024 下期	2025 上期	2025 下期
日野市いじめ防止対策推進条例検討委員会設置			
日野市いじめ防止対策推進条例検討委員会開催			
子供たちの声 保護者の声			
日野市いじめ防止対策推進条例 パブリックコメント			
日野市いじめ防止対策推進条例 制定			

パブリックコメント実施期間 令和7年11月17日（月）から令和7年12月16日（火）を予定